

## 施設の利用定員の確認について

### 【認可定員】

- ・教育・保育施設（保育所・認定こども園・幼稚園）の設置に当たり、県が定める基準（面積、職員配置等）により園全体の定員として認可された人数。

### 【利用定員】

- ・認可定員の範囲内で、1号認定、2号認定、3号認定の区分ごとに市が定めた人数。

（3号については、0歳児、1歳児、2歳児それぞれの定員を設定する）

### ○利用定員設定の考え方

- ・利用定員は認可定員に一致させることを基本とする。
- ・恒常的に認可定員を下回る場合は、認可定員を超えない範囲内で、実際の利用者及び今後の見込み等を勘案して利用定員を設定する。

### 1 利用定員を確認するための基準

番号	基準
1	施設が県に申請した「認可定員」と、市に申請のあった「利用定員」は一致しているか。
2	利用者が恒常的に「認可定員」を下回る状況にあるか。 （過去3年間の利用状況を勘案して判断）
3	実際の利用者を勘案して「利用定員」を設定しているか。 （当該年度の利用者数、申込者数の状況を勘案して判断）
4	今後の見込み等を勘案して「利用定員」を設定しているか。 （当該保育園の立地地域の将来的な保育ニーズを勘案して判断）

## 2 意見聴取対象施設

### (1) 下門前保育園

- ・設置主体：社会福祉法人 上越妙高福祉会
- ・名称：下門前保育園
- ・所在地：上越市大字下門前関川東部土地区画整理組合保留地 51 街区 2-1
- ・事業開始予定日：平成 27 年 4 月 1 日
- ・認可予定定員：70 人

#### 【利用定員】

3号			2号	合計
0歳	1歳	2歳		
8人	16人	20人	26人	70人

#### ○ 基準に対する事務局の所見等

番号	基準	事務局の所見	根拠となる資料【資料6】	適否
1	申請者が県に申請した「認可定員」と、市に申請のあった「利用定員」は一致しているか。	県に申請した認可定員は70人、市に申請のあった利用定員は70人で、一致している。		○
2	利用者数が恒常的に「認可定員」を下回る状況にあるか。	新設の施設であることから、この基準は対象外。		
3	実際の利用者を勘案して「利用定員」を設定しているか。	有田地区では、地区内の保育園や認定こども園への入園申込みが多く、保育ニーズが高い状態が続いていることから、利用定員70人は適正であると考え。	1ページ 表1 平成27年度 有田地区4園（下門前保育園含む）への新規入園申込者数 表2 平成27年度の新規入園児童数見込み（一時申込み後） 表3 有田地区の各年度4月1日現在の入園児童数（新規＋在園児）	○
4	今後の見込み等を勘案して「利用定員」を設定しているか。	建設予定地の有田地区は、今後も入園児童数が多い状態が継続し、保育ニーズが高いことから、利用定員70人は適正であると考え。	1ページ 表4 有田地区の今後の入園児童数見込み	○

(2) ひがししろ保育園

- ・設置主体：社会福法人 フランシスコ第三会マリア園
- ・名称：ひがししろ保育園
- ・所在地：上越市東城町1丁目2番5号
- ・事業開始予定年：平成27年4月1日
- ・認可予定定員：80人

【利用定員】

3号			2号	合計
0歳	1歳	2歳		
3人	15人	12人	50人	80人

○ 基準に対する事務局の所見等

番号	基準	事務局の所見	根拠となる資料【資料6】	適否
1	申請者が県に申請予定の「認可定員」と、市に申請のあった「利用定員」は一致しているか。	県に申請予定の認可定員は80人、市に申請のあった利用定員は80人で、一致している。		○
2	利用者数が恒常的に「認可定員」を下回る状況にあるか。	民営化前の東城保育園の入園児童数は過去3年間（平成23年から平成25年）の平均が76人であり、平成26年度の平均入園児童数も76人となる見込みであることから、利用定員80人は適正であると考ええる。	2ページ 表1 東城保育園の入園児童の推移	○
3	実際の利用者を勘案して「利用定員」を設定しているか。	平成27年度の入園児童数（一次申し込み後）見込みが77人であることから、利用定員80人は適正であると考ええる。	2ページ 表2 平成27年度の入園児童数見込み（一次申し込み後）	○
4	今後の見込み等を勘案して「利用定員」を設定しているか。	高田地区においては、今後も一定の保育ニーズが見込まれることから、既存施設である「東城保育園」と同様の利用定員を設定することは適正であると考ええる。	2ページ 表3 高田地区の今後の入園児童数見込み	○